

放課後児童健全育成事業（学童保育ルーム）に係る 「子ども・子育て支援交付金」令和2年度分の返還について

学童保育ルームに関連する交付金について、令和2年度分を過大に受け取っていたことが判明しました。これは、利用児童の少ない土曜日の開所要件について、誤認識による数え間違いが生じたためです。つきましては、**2月24日**開会の市議会定例会に、返還額9,908,000円【内訳：国分4,954,000円・県分4,954,000円】を盛り込んだ本年度一般会計補正予算案を提出します。今後は複数の職員で補助要件の確認をするなど、再発防止の対策をとります。

【背景】

会計検査院において、令和2年10月から令和3年6月にかけて12都道府県、47市町村を対象に実施した検査の結果、交付金算定に影響を与える開所日数について、開所の要件を満たしていないにも関わらず開所扱いとなっている事案が確認されました。

龍ヶ崎市の申請状況を調査したところ、令和2年度分につきまして、会計検査院が指摘する下記2に該当しました。具体的には、複数のクラス(支援の単位)で構成される学童児童クラブの場合、利用者の少ない土曜日に一つのクラスにまとめて保育を実施した際は、一つのクラスのみを開所として扱うべきところを、すべてのクラスを開所とし、開所日数に数えることが出来ると誤解していたためです。

◆参考◆会計検査院指摘【利用する児童が少数である土曜日等について開所要件を満たさない事案】

- 1 開所日に配置する支援員等の勤務時間割を事前に作成して体制を整えてさえいれば、開所予定日には実際に開所しなくても開所の要件を満たしており、開所日や開所時間として取り扱うことが出来ると誤解していた
- 2 複数の支援単位で構成される放課後児童クラブにおいて、複数の支援単位を合同するなどして支援員等を2人配置していれば、支援の単位において開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解していた
- 3 一の支援単位ごとに支援員等を1人配置するなどしていれば開所の要件を満たしており、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解していた

【放課後児童健全育成事業(学童保育ルームの概要)】

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び厚生労働省が定めた「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年雇児発0521第8号。以下「実施要綱」)に基づき、市町村等が実施主体として運営している。

実施要綱では、支援の単位当たり原則として「年間250日以上開所する」とされているため、開所日数が「200日から249日まで」の場合、補助金額の算出が250日以上の場合よりも低額となる。

この年間の開所日数が250日を超えるか否かは、土曜日の開所状況が影響しており、龍ヶ崎市では開所要件について理解が十分ではなかったため、開所要件を満たしていない土曜日を開所日として扱ったことにより、過大な交付を受けていたものである。

担当課	龍ヶ崎市教育委員会 文化・生涯学習課 青少年育成グループ 担当者:大塚(おおつか)・森下(もりした) 連絡先:0297-60-1563(直通)
-----	---